

スポーツ推進委員について

～地域に根差して貢献するスポーツ推進委員～

※参考

スポーツ基本法(平成23年)

第32条市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3スポーツ推進委員は、非常勤とする。

1. 配置目的と目標

スポーツ推進委員はスポーツ基本法の規定に基づき、市町におけるスポーツ推進のため非常勤の公務員として、事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行い、地域スポーツの拡大発展に貢献することを目的として配置されています。

北広島町スポーツ推進委員の目標としては、**一般住民のスポーツ実施率の向上**を図っていきます。

2. 北広島町スポーツ推進委員の活動と組織図

スポーツ推進委員の任期は**2年間**で、北広島町スポーツ推進委員規則に基づく役割は以下のとおりです。

【活動1】町推進委員協議会(事務局:教育委員会)としての町全体事業/研修会へ参加・協力

【活動2】町内各地域【地域体協(体育委員)や総合型スポーツクラブ】事業の参画・指導

3. 報酬と費用弁償

スポーツ推進委員の活動に関しては報酬と費用弁償が定められています。

※【活動1】についてのみ6,300円/日(3,150円/半日)+費用弁償

【活動1】

町推進委員協議会(事務局:教育委員会)としての町全体事業/研修会へ参加・協力

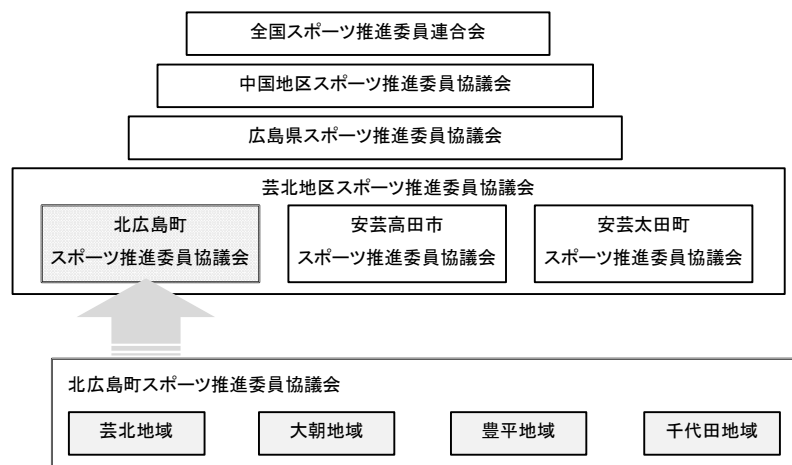
※町から旅費・報償あり

【例】

- ・ラジオ体操研修会
- ・きたひろスポーツフェスタ
- など

【組織図】

北広島町スポーツ振興計画「日本一元気なまち北広島町」実現へ



【活動2】

町内各地域(地域体協や総合型スポーツクラブ)事業の参画・指導などの自主的活動※町から旅費・報償なし

※町内各地域での活動

